

## 年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（案）

検討項目	論点	委員意見	備考
1. 年金制度改革の基本的な視点	○年金制度改革の基本的な視点をどう考えるか。	<p><b>【現役世代の年金に対する不信感を払拭する改革を目指すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金制度は、個人で考えても半世紀を越える安定性があるため初めて信頼するに値するものとなる。今問われているのは、この信頼である。(大山・山口・向山)</li> <li>・今回の改革の意義は、現役世代の間に根強くある公的年金制度に対する不安と不信を払拭することである。(岡本)</li> <li>・改革の際に重要な視点の一つは、若年層や現役世代の年金不信を払拭できる改革を志向することである。(翁)</li> <li>・揺るぎない制度を構築し、安心のメッセージを発することで、年金制度に対する不安感・不信感を払拭することが必要。(堀)</li> </ul> <p><b>【給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものにするべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の年金改革では、現役世代と企業の負担の限界を踏まえ、保険料負担に軸足を置いた制度、持続可能な制度を確立すべき。また、現役世代の負担を考慮しつつ、既受給者を含め、国民全体で痛みを分かち合うことが不可欠である。(矢野)</li> <li>・現役世代に比べて遜色のない所得を有し、資産において恵まれている高齢者にも応分の負担を求めて世代間の公平化を進めるべきである。(山崎)</li> <li>・将来世代の保険料や税負担の総額を負担可能な限度に抑制するためには、給付システムの思い切った改革と給付水準の見直しが必要である。(神代)</li> </ul> <p><b>【少子化、高齢化の進行に対し、柔軟に対応でき、かつ安定した制度とするべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料の引上げによる負担増と給付水準の抑制を議論しなくてもよい、中長期的に持続可能な制度を確立すべき。(岡本)</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の財政再計算は将来にわたって大きく改正する必要のない持続可能な制度を確立するまたとない機会であり、負担と給付のあり方を中心に現行制度を抜本的に見直し、年金制度に対する国民の信頼を回復する必要がある。(矢野)</li> <li>・ 年金の姿を決めるにあたって政治と行政にだけまかせるのではなく、国民全体の努力を引き出すインセンティブを制度自体に組み込むことが望ましい。(渡辺)</li> </ul> <p><b>【将来の年金を実感できる分かりやすい制度とすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人に対する拠出と給付の関係を明確に告知することは、若年層や現役世代の年金不信や不安を解消するために極めて重要である。(翁)</li> <li>・ 負担と給付の関係について国民に分かりやすい制度に変えていくべき(岡本、矢野)</li> <li>・ 若い世代に関して言えば、不信感をこれ以上増大させないためにも、将来の年金額というものを明確に情報提供すべき。(杉山)</li> </ul> <p><b>【就労形態、ライフスタイルの変化に対応できるものである制度とすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人の人間の生涯の働き方を自営業、被用者、専業主婦というような形で固定的にとらえることは適切でない。ライフスタイルの多様化、就業の多様化を反映した制度の充実が必要。(岡本)</li> <li>・ 女性に限らず、男性についても多様な働き方が増加しつつある中で公的年金についても時代に適した抜本的な改革が必要。(井手)</li> <li>・ 固定的な性別役割等を反映した制度から、できる限り中立的な制度へ変えていくべき。(大澤)</li> </ul>	
<p>2. 公的年金制度の基本的な考え方・体系 ①制度の財政方式等</p>	<p>○実質的に価値のある年金額を終身にわたって確実に保障するという公的年金の役割に照らし、その財政方式をどのように考えるか。</p>	<p><b>【基本的に賦課方式とすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①賦課方式のみが、物価・賃金の変動に応じた年金の実質価値を維持できること、②積立方式への移行に伴う二重の負担の解消が困難であること、③積立方式で必要となる巨額の積立金が問題をもたらすこと、④積立方式は、積立金の運用リスクという不安定要素があることといった理由から、公的年金制度の財政方式の基本は賦課方式であるべき。(堀)</li> </ul>	

○基礎年金について、社会保険方式を維持すべきではないか。税方式化についてはどう考えるか。

- ・賦課方式を基本としつつも平準的な保険料による財政運営の要素を取り入れた財政方式が一番現実的である。これが現在の財政方式であり、急速に保険料を引き上げる事態を回避している点、世代間の負担の格差が拡大しすぎないことに対処できている点で優れている。(近藤)
- ・賦課方式(世代間扶養)を基本とする現行方式から積立方式へ移行する場合の重要な問題は、「二重の負担」である。(大山・翁・山口・向山・渡辺)

**【両制度を併用し、積立部分を明らかにした財政運営が必要とする意見】**

- ・現在は将来の保険料負担を軽減するための積立金であり、年金債務の考えが全くないので、積立金の運用の責任等が曖昧にされる。それぞれの長所を生かした公的年金財政にするために賦課方式と積立方式とを併用すると性格付けし、積立部分の年金債務を明らかにして財政運営を行うことが望ましい。(若杉)

**【社会保険方式を維持すべきとする意見】**

- ・社会保険方式は、リスクに備えて保険料を拠出するという自助の要素が内在し、また、その見返りとして所得・資産にかかわらず給付が行われる。また、収支のバランスをとる必要があるため、コスト意識が高まる。税方式では、その給付水準は生活困難の救済に必要な程度に押さえられ、また、所得制限などが付随してしまう。(堀)
- ・市場経済に適合するのは、共助を基本におき、公助によってこれを補うという関係の社会保障制度である。社会保険方式を堅持しつつ、主要財源としての保険料と補足的財源としての租税負担を適切に組み合わせるのが妥当。ただし、社会保険の適用と保険料徴収力の強化が不可欠。(山崎)
- ・税方式化は、何もしなくても一定年齢に達すれば年金が支給されるという点で違和感がある。所得調査も避けられない。保険料を納めた人がそれに見合った給付を受けるというシステムが望ましい。(渡辺)
- ・年金制度の基本的な精神は、自分の老後の所得は自分の所得で確保することであり、その意味では、加入して保険料を支払う社会保険が理念上相応しい。ただし、我が国では年金においても社会扶助の要素が入っているので、税財源が加わることとなる。(若杉)
- ・社会保険方式の方が給付と負担の関係が明確であり、負担増に

- ついて国民の合意を得やすい。負担を先送りすることなく、税方式化に伴う財源を確保することが可能か。(堀・山崎)
- ・年金の財源は社会保険方式によるべき。基礎年金財源を目的消費税に求めることは、年金制度に政治的不安定要因を持ち込むことになる。(神代)
  - ・事業主も、保険料の拠出を通じてサラリーマンの老後の生活保障に役割を果たす責任があるのではないか。(堀)

**【基礎年金は税方式によるべきとする意見】**

- ・基礎年金部分と報酬比例部分については、意義と役割が異なり、所得捕捉の問題が解決されていない現状では、財源面で完全な峻別を行うことが必要。基礎年金は、国民の老後の基礎的生活の一部を国が等しく保障するものとし、間接税による税方式とすべき。(岡本・矢野)
- ・真の国民皆年金の確立こそが信頼の基礎であり、全住民を差別なく対象とする普遍主義に基づく基礎年金制度を確立しようとするならば、税によることが本道。(大山・山口・向山)
- ・基礎年金については、全ての高齢者の基礎的な生活費の保障を行うものとして、賦課方式の財政方式をとり、当面は国庫負担を2分の1に引き上げるとともに、その後に全国民が広く薄く負担する間接税による税方式へと転換すべき。(矢野)
- ・基礎年金の税方式への転換は、男女ともに人生を通じて多様な働き方をするようになった時代に適した抜本的な改革のひとつとして有効。第3号被保険者問題の解決に資する。(井手)

○賦課方式・社会保険方式を基本とする財政運営の中で、年金積立金の役割についてどう考えるか。

**【年金積立金は高齢化が進んだ段階における負担の軽減等の役割があるとする意見】**

- ・積立金は、高齢化のピークの保険料水準を抑え、その後も最終保険料率を賦課保険料率より低くする役割を果たす。(近藤)
- ・積立金の意義は、①高齢化が進んだ段階における負担の軽減、②負担の世代間格差の緩和、③高齢化に伴う貯蓄減少に対応するための投資資金の確保、④自分の老後の年金費用は可能な限り積み立てるという自助の要素の重視という点にある。(堀)

**【積立方式としての性格付けが必要とする意見】**

- ・現在は将来の保険料負担を軽減するための積立金であり、年金債務の考えが全くないので、積立金の運用の責任等が曖昧にされる。それぞれの長所を生かした公的年金財政にするために賦

	<p>○年金積立金の取り崩しについてどう考えるか。</p> <p>○公的年金の一部に積立要素を入れることについてどう考えるか。</p>	<p>課方式と積立方式とを併用すると性格付けし、積立部分の年金債務を明らかにして財政運営を行うことが望ましい。〈再掲〉(若杉)</p> <p><b>【年金積立金を取り崩すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その時点の給付に必要な額以上に保険料を引き上げる段階保険料方式を見直し、積立金を取り崩して保険料の引上げを押さえるべき。積立金を保有しても見込みどおりの収益を上げ続けられる保証はない。(大山・山口・向山)</li> </ul> <p><b>【年金積立金を取り崩すべきでないとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金積立金を取り崩すことで当面は保険料を低くすることができるが、将来世代に対する責任を持つべき。高齢化のピークやその後における保険料の水準を考えると不適當である。(近藤)</li> <li>将来の保険料負担を考えると、現在の積立金を取り崩すことは責任ある対応とはいえない。(渡辺)</li> </ul> <p><b>【賦課方式を基本としつつ一部に積立要素を入れるべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式に偏った財政方式のリスク分散の上でも、確定給付型を含め一定の積立要素を明示的に組み込むべき。(山崎)</li> <li>公的な賦課方式部分を減らし、私的な積立方式を拡充することで、①人口構成の変化に弱い賦課方式の問題を緩和する効果、②自己責任を重視した年金を一部導入できる効果、③公的年金の運用額が金融市場の規模に比べて大きすぎるといった問題の一部解消が期待される。(翁)</li> <li>公的年金の基本部分は確定給付年金として維持するとともに、給付水準を引き下げてその分を確定拠出年金とすることで、国民の合意が得られれば可能か。(堀)</li> </ul> <p><b>【報酬比例部分の積立型移行・民営化に反対する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得比例の積立方式、民営化プランは、英国の例をみればブルーカラーや、とりわけ女性が残された。(大澤)</li> </ul>
<p>②制度の体系</p>	<p>○サラリーマングループと自営業者グループの間で異なる取扱いとなっていることについてどう考えるか。</p>	<p><b>【両者を区分すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被用者グループと自営業者グループでは就業形態などが異なり、現行の体系にならざるを得ない。(大山・山口・向山)</li> <li>厚生年金の適用漏れとみるべき雇用者が多くおり、徴税機関と</li> </ul>

○自営業者グループについて所得比例方式を目指す場合に必要となる所得把握について、どう考えるか。

の連携、労働保険との適用・徴収の一元化により適用を進めるとともに、制度横断的に利用できる社会保障番号制度を導入すべき。(山崎)

**【区分しない方向を目指すべきとする意見】**

- ・全国民加入の一元的制度へ再構築すべき。(大澤)
- ・第1号被保険者は必ずしも昔ながらの自営業者ではないので、「第1号はサラリーマンと違って一生働けるから基礎年金だけでいい」といった考え方の見直しが必要。(杉山)
- ・ワークスタイルの多様化が進んでおり、仕事の内容でなく「立場」により保険料の負担や給付が変わることは適当でない。また届出漏れなどで、より一層の空洞化が生じる恐れもある。(井手)

**【自営業者グループの所得把握の問題点を指摘する意見】**

- ・自営業者も所得に応じて保険料を負担する所得比例方式をとるのが望ましい。ただし、所得把握をどうするかがあり、現状では第2号と同じ条件は難しいと思われる。(杉山)
- ・自営業者にも所得比例の年金が望ましいとしても所得捕捉による保険料算定が困難。(大山・山口・向山)
- ・自営業者についても所得捕捉に努め、将来的には応能負担制に改めるべきだが、その場合に給付面にどのように反映させるかは今後の検討課題。なお、国民年金の保険料免除は多段階にすべき。(山崎)
- ・当面は現行の制度体系を維持し、中長期的(所得の十分な把握が前提)には自営業者と被用者制度を一元化すべき。(堀)
- ・理想的には、年金制度を所得比例の1階建てにスリム化していき、基礎年金部分を最低保証として国庫負担で賄う方向が最も分かりやすく、合理的。しかし、そのためには、サラリーマン被用者と自営業者間で公平な所得の捕捉が大前提。(翁)

○年金給付の構造(所得比例、所得再分配)についてどう考えるか。

**【現行の2階建て方式を維持すべきとする意見】**

- ・現役時代の主たる収入源が賃金である被用者グループについては、退職により主たる収入源を喪失することから、引退前の所得水準が一定程度反映される現行の2階建て方式を、今後とも維持すべき。しかし、現役時代の所得格差を高齢期にそのまま持ち込まないよう、所得再配分機能を現行以上に強めるべき。(大山・山口・向山)

	<p>○所得のない、あるいは低い者に対する年金による保障について、どう考えるか。</p>	<p><b>【厚生年金保険料において基礎年金に対する部分と報酬比例部分を完全分離すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険料における1階と2階の完全分離を実現すべき。(矢野)</li> </ul> <p><b>【所得比例構造に税財源による補足的な給付を組み合わせて対応する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抛出インセンティブのメリットがある賦課方式で所得比例の制度と併せて、累進所得税を税源とする一般財源によるミニマム年金を創設すべき。(大澤)</li> <li>・スウェーデン方式を参考に、所得比例とし、無・低年金者に対して税財源による保証年金をあててはどうか。(杉山)</li> <li>・2階建て構造の骨格についても当面は維持するが、中長期的には所得比例の1階建てへの移行も、抛出と給付の関係が明確で支持が得られやすい。その際は、税財源によるインカムテスト付きの最低保証年金を設けることを検討(堀)</li> </ul> <p><b>【特別のグループについて特に年金の保障が必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢期の農業者等は安定した所得確保は難しく、年金の最低保障の必要性は高い。(今井)</li> </ul> <p><b>【生活保護との関係を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無、低所得者については、現行生活保護制度を前提にすれば、年金制度の枠内での対応が不可避。国庫負担の傾斜配分も検討課題の一つ。(山崎)</li> <li>・生活保護において年金保険料の分も含めた給付を与え、所定の抛出を行わせ年金制度に加入させるような制度への変革も考えられる。(若杉)</li> </ul>	
<p>③制度の理解を高める仕組み</p>	<p>○現役世代、特に若い人の年金制度に対する理解を深めるため、将来の自らの年金給付を実感できる仕組みや運営として、どのようなものが適切か。</p>	<p><b>【個人に対して加入記録や将来の年金についての情報を通知すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に加入記録を知らせ、必要なアドバイスを提供すべき。(山崎)</li> <li>・個人に対する抛出と給付の関係を明確に告知することは、若年層や現役世代の年金不信や不安を解決するためにきわめて重要。(翁)</li> </ul> <p><b>【ポイント制の導入を検討すべきとする意見】</b></p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金ポイント制は、国民の老後設計に資すること、年金制度への国民の理解、支持を得る観点から適当。(堀)</li> <li>・定期的に加入記録を通知する一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべき。(山崎)</li> </ul> <p><b>【概念上の拋出建てを検討すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデンでは、現役世代に賦課した保険料原資をそのままその世代の高齢者に分配する賦課方式の仕組みは変更せず、従来の確定給付の年金を改め、概念上の拋出建ての仕組みを採用した。個々人の拋出額と給付額との関係については、「見なし運用利回り」(仮想上の運用利回り)によって結びつけた。これによって受益と負担の関係が国民に分かりやすく示された。(翁)</li> </ul>	
<p>3. 給付と負担 ①給付水準</p>	<p>○高齢者世帯の生計費を賄うという観点、現役世代の生計費との比較、等から見て、年金の給付水準をどうとらえるか。</p>	<p><b>【一定の水準の確保が必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老後生活の基本部分を保障する水準の確保が必要。基礎年金と厚生年金をあわせた給付水準は、将来にわたり、在職時の勤労収入の一定割合(可処分所得間の比較で所得代替率55%)を保障すべき。(大山・山口・向山)</li> <li>・将来制度を構想する上で基礎にすべき指標は、就業者に対する全人口の比率。今後も就業率と国民一人当たり生産性の上昇が図られるならば、社会保障の水準も現在と同程度に維持することが可能。(大山・山口・向山)</li> </ul> <p><b>【給付水準を引き下げるべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金の給付水準はやや過大であり、年金課税、45年加入化、モデル年金の世帯の変更、乗率や定額単価の引下げといった案による適正化が必要。ただし、前回改正で引き下げたばかりであることや人口や経済の推移をもう少し見守る必要があることなどから、適正化は時間をかけて行うという選択もある。(堀)</li> <li>・スウェーデン方式の導入などと合わせて、現行の給付水準そのものの見直しと絡めて行う必要。(神代)</li> <li>・たとえ現役世代が納得のいく、合理的な範囲で負担を増加させたとしても、将来の給付水準の低下は避けられない。世代間の公平が図られた持続可能な仕組みにするため、負担上昇を極力抑制する観点から、給付の徹底した見直しを行うべき。(岡本・矢野)</li> </ul>	



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の代替率は高すぎるので、30%程度に引き下げていくべき。保険料を固定し、新しい受給者から給付の引き下げを行うべき。(若杉)</li> <li>・ 物価下落の際も物価スライドを実施すべき。また、一定の割合を超えて上下した場合にスライドを実施する「ゾーン制」とすべき。(堀・渡辺)</li> </ul>	
<p>②保険料負担のあり方</p>	<p>○将来の保険料水準を過度に上昇させないためには、現在凍結されている保険料(率)の引上げを再開すべきではないか。</p> <p>○前回改正での最終保険料(率)の設定も踏まえ、将来の最終保険料(率)及び到達時期についてどう考えるか。</p>	<p><b>【保険料凍結の解除が必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでのように現役世代の保険料引上げを求めることは、社会全体の経済的活力を損なう。</li> <li>・ 年金制度は長期的・計画的に行うべきもので、例外的に必要な場合を除き、短期的な経済政策によって左右されるべきではない。保険料凍結は解除すべき。(堀)</li> <li>・ 保険料の引上げの凍結は、財政規律という観点からは好ましくない。世代間の負担の公平を考え、できるだけ早く最終保険料率に到達させるべき。西欧諸国の保険料水準と比較すると、我が国はまだ低い段階にある。引上げを怠ると、高齢化のピーク、あるいはその後の保険料水準が極めて高くなる。(近藤)</li> <li>・ 保険料凍結は早急に解除すべき。(山崎)</li> </ul> <p><b>【最終保険料引上げには慎重な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安易な社会保険料引上げを行うことなく税負担を含めた国民負担率の上昇を極力抑制すべき。(岡本・矢野)</li> <li>・ 保険料負担の上昇をできるだけ抑制するため、基礎年金の国庫負担を早急に2分の1に引き上げ、近い将来税方式への転換を目指すべき。また、段階保険料方式を見直し、積立金を取り崩して保険料引上げを抑えるべき。(大山・山口・向山)</li> </ul> <p><b>【年収の20%を大幅に下回る水準で長期間保険料を固定すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・介護等の社会保険料負担の高まりや、世代間の不公平の是正、基礎年金部分の間接税方式への移行を踏まえ、年収の20%を大幅に下回る水準で長期間保険料を固定すべきである。(矢野)</li> </ul> <p><b>【最終保険料は年収の20%と明示することが必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料水準は年収の20%以上に引き上げないという水準を決めて欲しい。(杉山)</li> </ul>	

	<p>○厚生年金に係る保険料の5年ごとの引き上げについて、どう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来保険料水準は、前回改正で設定された20%程度。その程度であれば、諸外国との比較でも許容されるべき（山崎）。</li> </ul> <p><b>【5年ごとでなく小刻みに保険料を引き上げる方法をとるべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年ごとの引上げでなく毎年の小幅引上げも選択肢。（堀）</li> <li>・厚生年金の保険料は、国民年金と同様、毎年小刻みに引き上げるべき（山崎）</li> <li>・5年に一度の引上げでなく、必要に応じて小刻みに引上げを実施するよう改めるべき（大山・山口・向山）</li> </ul>	
<p>③想定を超えた社会経済の変動に対する対応</p>	<p>○人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するとき、その都度給付内容や将来の保険料負担を見直していくことには限界があるのではないか。</p> <p>○将来にわたって最終保険料の上限を固定し、その後人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときは、給付水準を自動的に調整する手法についてどう考えるか。また、その方法についてどう考えるか。</p>	<p><b>【給付の抑制と負担の増加の繰り返しが制度に対する信頼を損なっているとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の公的年金制度は急速な少子高齢化の進行や経済基調の変化などに対応できず、5年ごとに負担の増加と給付の抑制を繰り返している。このことが、国民の年金制度に対する信頼を損なっている（矢野）</li> <li>・制度の見直しのたびに給付の抑制と負担の増加の繰り返して、制度に対する国民の信頼は揺らぎ始めている。（渡辺）</li> </ul> <p><b>【保険料を固定して給付水準を自動的に調整する仕組みを検討すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデンの改革にならって、経済成長率の変動にリンクして自動的に給付を調整すること、寿命の伸長に伴って自動的に給付水準を引き下げる方式の導入などと合わせて、現行の給付水準そのもの見直しと絡めて行う必要。（神代）</li> <li>・スウェーデン改革のいくつかの要素のうち、保険料を固定して社会経済情勢の大きな変化に対しては自動的に給付水準を調整するという考え方は、我が国にも応用できるのではないか。（近藤）</li> <li>・日本は保険料の引上げ途上にあるなど相違点はあるが、スウェーデン型の、給付の自動変更の仕組み、自動安定化装置の導入（少子化の進行を遅らせるインセンティブの可能性、頻繁に負担と給付を見直すことへの不信から脱却できる）といった点を参考に改革を検討すべき。（翁）</li> <li>・将来にわたって保険料率を固定する方式がわかりやすくよい。（杉山）</li> <li>・保険料を将来にわたり固定することを制度の基本とし、事前に</li> </ul>	

定められたルールにより給付水準が自動的に調整される仕組みとすべき。(岡本・矢野)

- ・保険料を一定水準にまで引き上げた後の外生的な社会経済変動に対しては、積立金の取り崩しや自動調整装置等による対応も考えられる。(山崎)
- ・概念上の拠出建てを導入し、高齢化の影響を反映させるため、社会全体の賃金総額の伸び率などを見なし運用利回りとする。また、65歳時点の平均余命年数を基本とする序数で年金原資を割って年金額を求める。これ以上の経済変動が起こった場合には、拠出の水準や引上げのスケジュールを固定して、人口構成や経済情勢の変化で給付は自動的に調整されるようにしておき、5年毎の給付の調整のための制度改正を原則として行わないようにすべき。(翁)
- ・基本的に重要なのは、「経済情勢等の変化で給付を自動的に調整する」ということについて事前に国民的コンセンサスを得ることであろう。(翁)

**【少子化への取組や経済発展に向けた努力によって給付や負担が変動する仕組みが必要とする意見】**

- ・「努力を前提に高い水準」というリスクの高い方式でなく、「努力しなければ悲観的なものになるが、努力すれば給付は高く負担は低くなる」という仕組みを内蔵した設計とすることが、現状では最も望ましく現実的。国民全体の努力を引き出すインセンティブを制度自体に組み込むことが望ましい。(渡辺)

**【負担を固定した場合の給付の自動調整については、下がりすぎないように一定の限度を設けるべきとする意見】**

- ・スウェーデン型で、環境変化が大きい場合、給付水準が限度を超えて下がってしまうことについては、一定の限度を設ける必要がある。ILO第102号条約にあるような水準がひとつの目安。(近藤)
- ・保険料固定については、固定するにしても段階保険料の率としての固定。ただし、給付が大幅に変わるのは、公的年金として基本的に望ましくないので、一定の範囲を超えて変わる場合は固定した保険料率を変えろという留保を付けて固定することが考えられる。(堀)

**【労働力率、出生率の変動による給付の調整を受ける世代についての意見】**

※ILO第102号条約  
「標準受給者（年金受給年齢の妻を有する男子）について、30年拠出した場合に従前の所得額の40%の給付を確保すること。」